

平成十五年四月二十二日受領
答 弁 第 二 二 二 号

内閣衆質一五六第二二号

平成十五年四月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員のコネ採用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員のコネ採用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、一般職の常勤の国家公務員（検察官、特定独立行政法人の職員、臨時的職員及び任期が二月以内に限られた職員を除く。以下「常勤職員」という。）及び非常勤の国家公務員（国営企業の職員、特定独立行政法人の職員及び再任用職員を除く。以下「非常勤職員」という。）に関するものであると考えるところ、平成十四年一月十五日現在における常勤職員の在職者総数は七十八万五千五百七人、平成十五年二月一日現在における非常勤職員の在職者総数は二十四万四千三百六十五人である。

二について

一般職の国家公務員の任用は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十三条第一項の規定により、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行うこととされている。

常勤職員の採用は、国家公務員法第三十六条第一項の規定に基づき、競争試験又は選考により行われている。一について述べた常勤職員の在職者総数のうち職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）により採用された者の在職者数は四十二万四千七百七十七人であり、当該在職者総数に占

めるその割合は五十四・四パーセントである。

非常勤職員については、国家公務員法附則第十三条及び人事院規則八一―一四（非常勤職員等の任用に関する特例）第一条の規定に基づき、採用試験によらないで採用されている。

三及び五から九までについて

御指摘の「採用の形態」又は「採用方法」とは、採用試験によらないで常勤職員を採用する場合（特別職に属する職、地方公務員の職、公庫に属する職等からの人事交流（以下単に「人事交流」という。）により採用する場合を除く。）又は非常勤職員を採用する場合における募集の形態を指すと考えるところ、このような募集の形態としては、広く一般に募集を行うもの（以下「公募」という。）や、特定の団体又は学校等を通じて募集を行うもの（以下「準公募」という。）のほか、これらのいずれにも当たらないものがある。なお、公募又は準公募以外の募集の形態の中には、職員の紹介が端緒となつて採用に至るもの（以下「職員の紹介」という。）もあるところである。

採用試験によらないで採用された常勤職員及び非常勤職員に係るお尋ねの事項については、これらすべての職員に係る募集の形態等を調査・集計することは作業が膨大となることから、お尋ねの事項のすべて

についてお答えすることは困難であるが、平成十四年四月一日から平成十五年一月三十一日までの間に採用試験によらないで採用された常勤職員（人事交流により採用された者を除く。以下「採用試験によらない常勤職員」という。）及び平成十五年二月一日に在職する非常勤職員について、募集の形態別の採用者数を職員の職種別に把握した結果は、それぞれ別表第一及び別表第二のとおりである。また、準公募について特定の団体を通じて募集を行った場合における職員の職種別の団体の具体例は、別表第三のとおりである。

公募若しくは準公募（以下「公募等」という。）又は職員の紹介以外の具体的な募集の形態については、多岐にわたることから、これを職種等に応じ一概にお示しすることは困難であるが、例えば、特定の専門的な知識経験等を必要とする官職について当該知識経験等を有する者を採用する場合、離島やへき地における勤務など勤務環境が特殊な官職や任期が短期間の官職に採用する場合、緊急に採用する必要がある場合等、公募等が困難な事情がある中で適任者に個別に依頼したものが挙げられる。

また、職員の紹介によった理由についても、個別の事情に応じ様々であることから、これを一概にお示しすることは困難であるが、例えば、前述のように公募等が困難な事情がある中で適任者を確保しようと

したことのほか、他府省における類似の官職での良好な勤務実績がある者を採用するために、そのような者の紹介を職員に求めたことが挙げられる。

四について

面接を実施した上で採用した者及び面接をしないで採用した者の職種別の採用者数は、採用試験によらない常勤職員にあつては別表第一、平成十五年二月一日に在職する非常勤職員にあつては別表第二のとおりである。

一〇及び一一について

各府省における一般職の国家公務員の採用については、官職に必要とされる知識経験等の内容、勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情を勘案し公募により難しいものを除き、できる限り公募によることとし、国民の疑念を招くことのないよう適切に対応してまいりたい。

人事院においては、会議の場等を通じ、各府省に対して職員の募集及び採用に関する指導等を行ってきたところであるが、今般把握した各府省の採用実態も踏まえつつ、各府省における職員の採用についてハローワークやホームページなどを通じてできる限り広く門戸を開いて行われるよう、速やかに通知を发出

する等の所要の措置を講ずることとしている。

一二について

厚生労働省においては、非常勤職員の採用について、「非常勤職員の募集方法について」（平成十五年三月二十四日付け大臣官房人事課長通知）により、内部部局及び管下の機関に対し、業務の遂行上公募になじまない等特段の事情がある場合を除き、公募により行うこととする旨指導したところである。

また、人事院においては、非常勤職員の採用について、「非常勤職員の採用について」（平成十五年二月十三日付け総務局人事課長通知）により、内部部局及び管下の機関に対し、公募により難しい特別な事情がある場合を除き、ハローワークやホームページなどを通じて人材を広く求めることとする旨周知徹底したところである。

別表第一

採用試験によらない常勤職員の募集の形態別、職種別採用状況

(単位：人)

職種	募集の形態				計	面接の実施の有無	
	公募	準公募	職員の紹介	その他		有	無
行政職俸給表(一)	333	39	28	508	908	893	15
行政職俸給表(二)	489	91	4	105	689	683	6
専門行政職俸給表	18			7	25	25	
税務職俸給表				6	6	6	
公安職俸給表(一)	55	6	6	33	100	70	30
公安職俸給表(二)	49	1		32	82	63	19
海事職俸給表(一)	1	3		4	8	8	
海事職俸給表(二)	4	11		10	25	25	
教育職俸給表(一)	1,179	762		1,767	3,708	3,708	
教育職俸給表(二)	8	17		13	38	38	
教育職俸給表(三)	2	9		27	38	38	
教育職俸給表(四)	120	40		9	169	169	
研究職俸給表	49	2		2	53	53	
医療職俸給表(一)	44	1,130	2	30	1,206	1,163	43
医療職俸給表(二)	339	149		30	518	518	
医療職俸給表(三)	3,582	791	1	345	4,719	4,718	1
福祉職俸給表	39	7		3	49	49	
指定職俸給表		1		4	5	1	4
任期付研究員	23	3		1	27	26	1
任期付職員	8	24		18	50	46	4
国営企業職員	2,764	126		719	3,609	3,609	
計	9,106	3,212	41	3,673	16,032	15,909	123

(注)

職種の名称は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に規定する俸給表の種類等であり、当該俸給表等適用職員の職務の内容は、次のとおりである(以下別表第三において同じ。)

「行政職俸給表(一)」 一般行政事務に従事する事務・技術職員のほか、他のいずれの職種にも属さない職員

「行政職俸給表(二)」 守衛、用務員、労務作業員、自動車運転手、電話交換手等

「専門行政職俸給表」 航空管制官、植物防疫官、特許庁の審査官・審判官等

「税務職俸給表」 国税庁に勤務し、租税の賦課・徴収に関する事務を行う職員等

「公安職俸給表(一)」 警察官、皇宮護衛官、入国警備官、刑務官等

「公安職俸給表(二)」 検察事務官、公安調査官、少年院の教官、海上保安官等

「海事職俸給表(一)」 船長、機関長、航海士、機関士、通信士等

「海事職俸給表(二)」 甲板長、操機長、司ちゅう長、甲板員、機関員、司ちゅう員等

「教育職俸給表(一)」 大学の教授、助教授、講師、助手、教務職員等

「教育職俸給表(二)」 高等学校の校長、教頭、教諭、助教諭、講師等

「教育職俸給表(三)」 中学校・小学校・幼稚園の校長、園長、教頭、教諭、助教諭等

「教育職俸給表(四)」 高等専門学校の校長、教授、助教授、講師、助手等

「研究職俸給表」 試験所・研究所の研究員等

「医療職俸給表(一)」 病院・療養所・診療所の医師、歯科医師等

「医療職俸給表(二)」 病院・療養所・診療所の薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等

「医療職俸給表(三)」 病院・療養所・診療所の保健師、助産師、看護師、准看護師等

「福祉職俸給表」 身体障害者更生援護施設・児童福祉施設の生活指導員、児童指導員、保育士、介護員等

「指定職俸給表」 事務次官、外局長、大学の学長、大研究所の長、大病院の長等

「任期付研究員」 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)第3条第1項に基づき任期を定めて採用された職員であって、高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務又は有為な研究者となるために必要な能力の醸成に資する研究業務に従事するもの

「任期付職員」 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第3条第1項に基づき任期を定めて採用された職員であって、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を必要とする業務に従事するもの

「国営企業職員」 独立行政法人造幣局法(平成14年法律第40号)附則第8条の規定による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号に規定する国営企業の職員(以上に職種として掲げられたいずれかの俸給表の適用を受けるものを除く。)

別表第二

非常勤職員の募集の形態別、職種別採用状況

(単位：人)

職種	募集の形態					面接の実施の有無	
	公募	準公募	職員の紹介	その他	計	有	無
事務補助職員	20,154	4,302	11,739	1,028	37,223	36,749	474
技術補助職員	2,271	603	888	1,877	5,639	4,896	743
技能職員	2,688	252	864	657	4,461	4,410	51
労務職員	1,666	126	1,066	221	3,079	2,918	161
医療職員	12,066	5,736	256	7,856	25,914	22,302	3,612
教育職員	1,964	2,460	71	40,660	45,155	45,074	81
専門職員	63	73	10	544	690	504	186
統計調査職員	570	26,198	437	4,874	32,079	24,962	7,117
観測監視等職員		147	454	1,199	1,800	1	1,799
委員顧問参与等職員	1	9		16,814	16,824	133	16,691
その他の職員	14,799	1,655	1,670	53,377	71,501	20,912	50,589
計	56,242	41,561	17,455	129,107	244,365	162,861	81,504

(注)

職種の名称及び職種ごとの職務の内容は、次のとおりである（以下別表第三において同じ。）。

「事務補助職員」 事務補佐員、タイピスト、集計員、整理員、筆生、試験補助員等事務的業務を補助する職員

「技術補助職員」 技術補佐員、助手、検査補助員等技術的業務を補助する職員

「技能職員」 大工、電気、自動車運転手、自動車助手、電話交換手、昇降機手、調理師、理容師、製材工、溶接工、組立工、船員、機械操作手、印刷工、修理工、映写技術士等肉体労働と関連ある特殊の技能経験を必要とする職務に従事する職員

「労務職員」 守衛、巡視、用務員、給仕、労務作業員、土木工夫、雑役夫、清掃人、消毒夫、炊事夫、現場労働者等いわゆる単純な労務に服する職員

「医療職員」 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、看護助手、レントゲン技術者、病理細菌技術者、歯科技工士、歯科衛生士等医療業務に従事する職員

「教育職員」 講師、研修員、指導員、助手、副手等学校その他において、教育、研究、指導等に従事する職員

「専門職員」 調査員、研究員、翻訳員、通訳員、検定員、検査員、防疫員等やや高度の専門的業務に従事する職員で、医療職員及び教育職員以外のもの

「統計調査職員」 統計調査員、統計補助員、統計指導員、作物調査員、作物報告員等統計調査的業務に従事する職員

「観測監視等職員」 気象観測員、水位観測員、密航監視哨員、国有財産監視員、漁業取締監視員、航路標識看守補助員その他の観測監視等の業務に従事する職員

「委員顧問参与等職員」 委員、専門委員、調査委員、試験委員、審査委員、調停委員、顧問、参与、評議員その他これらに準ずる職員

「その他の職員」 他のいずれの職種にも属さない職員

別表第三

準公募について募集を依頼した特定の団体の具体例

1 採用試験によらない常勤職員

職 種	団 体 の 具 体 例
行政職俸給表(一)	日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、医師会、保健医療機関、国際協力事業団
行政職俸給表(二)	家政婦紹介所、防衛庁
教育職俸給表(一)	学会、研究所
教育職俸給表(二)	教育委員会
教育職俸給表(三)	教育委員会
医療職俸給表(一)	医師会、保健医療機関
医療職俸給表(二)	栄養士会、民間給食会社
医療職俸給表(三)	日本赤十字社、病院
任期付職員	日本弁護士連合会、日本公認会計士協会
国営企業職員	看護協会

(注) 準公募を行っていない職種は掲げていない。

2 非常勤職員

職 種	団 体 の 具 体 例
事務補助職員	土地改良区、地方公共団体
技術補助職員	商工組合(板金、畳等の業界組合)、農業団体
技能職員	シルバー人材センター、理容師あつせん所、美容室、地方公共団体
労務職員	シルバー人材センター、退職自衛官職業紹介所、母子連合会、商工会議所、民間清掃会社、派遣会社、都道府県警察、防衛庁
医療職員	医師会、看護師協会、看護師紹介機関、病院
教育職員	教育委員会
専門職員	消費生活関連団体
統計調査職員	農林水産団体、工業関連団体、陸運関連団体
観測監視等職員	地方公共団体
委員顧問参与等職員	日本獣医師会、地方公共団体、日本学術会議
その他の職員	商工会議所等事業主団体、障害者関連団体、陸運関連団体